

平成二十七年六月十八日提出  
質問第二七九号

米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに関する質問主意書

米国食品医薬品局（FDA）はマーガリンなどに使用され、心臓病などとの関連が指摘されている「トランス脂肪酸」を、二〇一八年六月までに食品添加物から全廃する方針を決めたと公表しました。

トランス脂肪酸については、心筋梗塞や狭心症のリスクを増加させ、肥満を発生させやすく、アレルギー疾患を増加させる等が研究で確認されており、世界保健機関（WHO）も、トランス脂肪酸の摂取を抑えるべきだとして、一日当たりの平均摂取量を総エネルギー摂取量の1%未満とすることを勧告しています。

現在、我が国では、内閣府食品安全委員会のホームページに掲載されている『「食品に含まれるトランス脂肪酸」評価書に関するQ&A』において、「日本人の大多数は、トランス脂肪酸に関するWHOの目標を下回っています」と前提は置きながらも、「脂質に偏った食事をしている人は、留意する必要があります」「トランス脂肪酸は、ヒトに不可欠なものではなく、できるだけ摂取を少なくすることが望まれます」と記載している通り、摂取を抑える必要性は認めております。

しかしながら、日本人の平均摂取量がWHOが提示している一日の総エネルギー摂取量の1%未満であるという理由で、健康へ影響を及ぼす可能性が低いとして、加工食品への含有量の表示が義務化されておしま

せん。

以上を踏まえ、以下質問します。

一 食品安全基本法が、国民の健康の保護が最も重要であることを基本的認識としていることに鑑みると、FDAが食品添加物から全廃する方針を発表したことを受けて、我が国においても、トランス脂肪酸を使用することを禁止すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

二 消費者である国民が健康に関して正確な情報をもとに安全に食品を選択出来るようにするためにも、加工食品におけるトランス脂肪酸の含有量の表示を義務付けることは最低限必要であると考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。